

改正案

現行

<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十二（略）</p> <p>十三 事業年度 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条（事業年度）に規定する事業年度（国、地方公共団体その他これらの条の規定の適用を受けない法人については、政令で定める一定の期間）をいう。</p> <p>十四 〇十九（略）</p> <p>二 〇四（略）</p> <p>（信託財産に係る資産の譲渡等の帰属）</p> <p>第十四条 信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、法人税法第三十七条第五項（寄付金の損金不算入）に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十二（略）</p> <p>十三 事業年度 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一編第五章（事業年度）に規定する事業年度（国、地方公共団体その他同章の規定の適用を受けない法人については、政令で定める一定の期間）をいう。</p> <p>十四 〇十九（略）</p> <p>二 〇四（略）</p> <p>（信託財産に係る資産の譲渡等の帰属）</p> <p>第十四条 信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託、法人税法第三十七条第五項（寄付金の損金不算入）に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成</p>
--	---

者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約に係る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。

一 受益者が特定している場合 その受益者

二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

2 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）を除く。）をいい、前項に規定する投資信託とは、同条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいい、前項に規定する特定目的信託とは、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十二項（定義）に規定する特定目的信託をいう。

3 （略）

基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約に係る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。

一 受益者が特定している場合 その受益者

二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

2 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、前項に規定する証券投資信託とは、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。

3 （略）

別表第一（第六条関係）

一・二（略）

三 利子に対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、第十四条第一項に規定する合同運用信託又は所得税法第一条第十五号（定義）に規定する公社債投資信託若しくは同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託に係る信託報酬に対価とする役務の提供及び保険料に対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の提供を除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの。

四、十三（略）

別表第一（第六条関係）

一・二（略）

三 利子に対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、第十四条第一項に規定する合同運用信託又は公社債投資信託（同項に規定する証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。）に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十三条（定義）に規定する投資口を含む。）又は出資に対する投資として運用しないものをいう。）に係る信託報酬に対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の提供を除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの。

四、十三（略）